

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 3 号
件 名	報道の理念である権力批判など，新聞倫理綱領等を没却した新潟市政記者クラブ（県民紙幹事会社）について
要 旨	<p>我が国の記者クラブが発足した契機は，情報を隠蔽する体質の官庁に対し，その権力に対抗した報道機関側の結束であった。</p> <p>しかし，報道伝達手段の発展だけでなく，平成 12 年に制定された情報公開法によって記者クラブの役割はほぼ終結したものと考察する。</p> <p>本庁舎 4 階 292.75 平方メートル（88.6 坪）を無償使用する新潟市政記者クラブには，報道倫理要綱に外れた運営が認められ，地元新聞社の独善的な行政財産の使用があしき慣習として存在する。</p> <p>ゆえ，市民を代表する議会に対し，公益を裏切る記者クラブの運営実態の掌握とその排除または応分の負担を求めるなどの意見表明を求める。</p> <p>日本新聞協会編集委員会の見解（抜粋要約）</p> <p>記者クラブの機能と役割は，公権力の監視と情報公開，市民からの情報提供の共同窓口，公的情報の迅速的確な報道ほか</p> <p>記者クラブの性格づけは，親睦社交から相互啓発を経た取材拠点</p> <p>記者室使用経費について，諸経費は応分の負担を基本とする。</p> <p>報道取材に関し，多角的補強取材と粘り強い発掘などの指針が存在する。</p> <p>新潟市政記者クラブに係る不正実態（情報公開等による概要）</p> <p>会員 13 社の同組織には会則がなく，幹事会社は一貫して県民紙社が独占</p> <p>記者室 88.6 坪の約 2 分の 1 を県民紙社が占有使用</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 25 年 12 月 6 日 総務常任委員会
受 理	平成 25 年 12 月 3 日 第 4 3 2 号

お盆と年末に、局長クラスと市長が一流料亭で酒宴の懇親会
新市政記者クラブ（会員6社）は壁かけ投函だけの粗末な差別的
使用

市民による個人保護条例違反刑事告発（県警受理）の情報提供を
黙殺

執行部批判の議会陳情（全45件）を看過（主な陳情と議会開催
月）

補助金の目的外浪費や不正流用（平成22年9月、平成23年2月、
6月、9月、12月、平成24年6月ほか）

随意契約による1億円浪費（平成22年12月、平成23年2月、
6月、9月ほか）

議会図書室規程第2条第2項の不当性指摘とその削除（平成23
年9月、平成24年2月）

庶務から事務の法改正を不知な議会事務局（平成23年9月、12
月）

文書規程を侵した公有財産の交換と貸し付け（平成24年9月、
12月）

新潟市職員組合に対する不正な行政財産の便宜供与（平成25年
2月）

コミュニティ団体の不正な補助金交付（平成24年12月ほか）そ
の他

なお、議会陳情は、公益性に係る法令違反事務行為を論拠した。
新潟県民紙社の利潤追求経営

今春竣工した自社ビル（メディアシップ）は、補助金交付を得な
がら一般企業に事務室として賃貸するが、報道機関の利潤追求型営
利企業として批判に値する。

また、平成22年9月議会陳情から経験する情報アクセス権（憲
法第21条）の侵害行為は、報道特権を有して報道倫理・新聞倫理
綱領の理念を放棄したものである。

新潟市政は、行政執行機関とそのOBを主とした各種委員会、公
共団体などを通じて地域社会をつかさどるが、それら既得権益者衆
は法令遵守にまさる地方自治を御旗にした支配者然の社会構造と
思慮する。

（次項につづく）

本件等の陳情は、既得権益者衆に対する法の支配を求めた挑戦である。その法の支配にまさる既得権益者の自治に迎合し、その欲望を模倣する市政記者クラブには本庁舎を無償使用する資格はない。

追記

憲法第 14 条（法の下での平等）、第 16 条（請願権）等に基づく新潟市自治基本条例第 6 条に保障された当該正当な陳情は、的確な審議が要求され、不知無知などを理由とした不当な不採択は、議員職務の怠慢、放棄として司法の判断が及ぶものと思慮する。

議会陳情全 45 件（平成 22 年 9 月から平成 25 年 6 月）は、新潟市議会での採択はなく委員会審議は皆無である。昭和 30 年代から続く新潟市議会史上、一般市民からの陳情はほぼ皆無と聞く。そのためか、過去に経験する趣旨説明は地域、団体などの利益願（物乞い）と勘違いした極めて失礼な委員会議員の応対であった。

報道倫理を侵したとした陳情一覧書は、重要な真実の証明であるが、その添付提供はかなわないため、別途求めに応じ事務局からの提供が可能である。

議会に課せられている調査監視責務の重要性を認識し、陳情提言者から趣旨説明を求めるならば、市民の責務として積極的に協力する。